

基本計画（素案）に対する意見の取り扱いに関する理事会決定事項

【分科会長からの報告について】

- ・全体会において、分科会の調査研究の概要、開催経過及び分科会における意見を書面で配付し、分科会長から口頭で報告を受け、質疑を行う。

【分科会で合意に至らなかった意見の取り扱いについて】

- ・分科会で合意に至らなかった意見については、理事会へ報告する。
- ・分科会で合意に至らなかった意見は、提言として市長へ提出する意見がある場合は、合意に至らなかった意見を参考事項として提言に添付する。なお、提出する意見がない場合は、委員会報告書に付記する。

【各分科会への基本計画（素案）に対する意見の提出方法等について】

- ・各分科会への基本計画（素案）に対する意見の提出方法等のお知らせについては、分科会において取り扱いを決定した後、委員長から全委員へ通知する。